毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北　海　道
編集　総　務　部
　　法務・法人局
　　法制文書課
電話　011－204－5035
FAX　011－232－1385

目　　次　　ページ

告　　示

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……（農業施設管理課）　1
○土地改良区の定款の変更の認可……（農業施設管理課）　1
○土地改良区連合が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可
……（農業施設管理課）　1
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……（治山課）　1
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……（治山課）　2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……（治山課）　2
○森林法による通知に代える公示……（治山課）　2
○土砂災害警戒区域の指定……（維持管理防災課）　2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（維持管理防災課）　3

道教育委員会教育長告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……　6

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（３件）……　6

告　　示

北海道告示第306号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

令和元年５月７日

北海道知事　鈴　木　直　道

厚真町土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏　　名	住　　所
就　　任	平成31．4．5	監　　事	窪　田　泰　法	勇払郡厚真町字本郷380番地

下川土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏　　名	住　　所
退　　任	平成31．4.12	理　　事	藤　原　基　喜	上川郡下川町上名寄34番地

北海道告示第307号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年５月７日

北海道知事　鈴　木　直　道

認可年月日	土地改良区名
平成31．4.17	深川土地改良区
同　31．4.19	芦別市土地改良区
同	月形土地改良区

北海道告示第308号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第57条の２第３項の規定により、美瑛川地区土地改良区連合が管理する置杵牛頭首工に係る管理規程の変更を認可した。

令和元年５月７日

北海道知事　鈴　木　直　道

認可した管理規程の概要

置杵牛頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第309号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和元年５月７日

北海道知事　鈴　木　直　道

１　保安林予定森林の所在場所　　爾志郡乙部町字花磯213の１、213の２、224（以上３筆国有林）、214
２　指　定　の　目　的　　土砂の流出の防備
３　指　定　施　業　要　件
　⑴　立木の伐採の方法
　　ア　主伐は、択伐による。
　　イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　⑵　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び乙部町

役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第310号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年５月７日

北海道知事　鈴　木　直　道

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　　日高郡新ひだか町（次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的　　土砂の流出の防備

３　変更後の指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び新ひだか町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第311号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第29条の規定による通知があった。

令和元年５月７日

北海道知事　鈴　木　直　道

１　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　苫前郡羽幌町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、羽幌町・初山別村（以上１町１村について次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的　　土砂の流出の防備

３　変更後の指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第312号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第33条第６項において準用する同条第３項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を洞爺湖町役場の掲示場に掲示した。

令和元年５月７日

北海道知事　鈴　木　直　道

１　通知の内容　　平成31年北海道告示第203号

２　所在が不分明な者　　小岡　金次郎

北海道告示第313号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和元年５月７日

北海道知事　鈴　木　直　道

1⑴　土砂災害警戒区域の箇所番号

佐藤沢川（Ⅱ－34－1280）

⑵　土砂災害警戒区域の表示

日高郡新ひだか町静内清水丘（次の図のとおり）

⑶　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

2⑴　土砂災害警戒区域の箇所番号

村上沢川（Ⅰ－34－1290）

⑵　土砂災害警戒区域の表示

日高郡新ひだか町静内清水丘（次の図のとおり）

⑶　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3⑴　土砂災害警戒区域の箇所番号

西村沢川（Ⅱ－34－1300）

⑵　土砂災害警戒区域の表示

日高郡新ひだか町静内清水丘、静内神森（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
かくれ沢三の川（Ⅱ－34－1310）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内神森（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
目白沢川（Ⅱ－34－1320）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内目名（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
公園裏２号沢川（Ⅱ－34－1440）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内真歌（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
かくれ沢二の川（Ⅲ－34－004）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内神森（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
目名の沢川（Ⅲ－34－005）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内神森（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
平井の川（Ⅱ－24－0050）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
二海郡八雲町熊石西浜町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
平井１の沢川（Ⅱ－24－0040）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
二海郡八雲町熊石西浜町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
神社横の沢川（Ⅰ－24－0020）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
二海郡八雲町熊石西浜町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
横山の沢川（Ⅰ－24－0030）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
二海郡八雲町熊石西浜町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
郵便局沢（Ⅰ－24－0010）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
二海郡八雲町熊石関内町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第314号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年５月７日

北海道知事　鈴　木　直　道

1(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
静内真歌１（Ⅰ－３－378－2018）
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内真歌（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

2(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
静内真歌２（Ⅰ－３－379－2019）
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内真歌（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

3(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
静内神森１（Ⅱ－３－252－1425）
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内神森（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

4(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
静内清水丘（Ⅱ－３－253－1426）
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内清水丘（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

5(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
静内駒場１（Ⅱ－３－254－1427）
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内駒場（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

6(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
静内駒場２（Ⅱ－３－255－1428）
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内駒場（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

7(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
静内柏台１（Ⅱ－３－256－1429）
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内柏台（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

8(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
静内柏台２（Ⅱ－３－257－1430）
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内柏台（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

9(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
静内柏台３（Ⅱ－３－258－1431）
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内柏台、静内花園（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
静内真歌５（Ⅱ－３－259－1432）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内真歌（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
静内真歌６（Ⅱ－３－260－1433）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内真歌（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
静内入船（Ⅱ－３－262－1435）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内入船町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
静内神森２（Ⅲ－３－69－547）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内神森（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
静内駒場３（Ⅲ－３－70－548）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内駒場、新冠郡新冠町字本町、字西泊津（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
熊石西浜３（Ⅰ－２－498－1536）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
二海郡八雲町熊石西浜町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
熊石西浜２（Ⅰ－２－497－1535）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
二海郡八雲町熊石西浜町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
熊石西浜１（Ⅰ－２－496－1534）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
二海郡八雲町熊石西浜町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
熊石関内４（Ⅱ－２－318－1101）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
二海郡八雲町熊石関内町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
熊石関内３（Ⅰ－２－501－1539）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
二海郡八雲町熊石関内町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
熊石関内２（Ⅰ－２－499－1537）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
二海郡八雲町熊石関内町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
熊石関内１（Ⅰ－２－500－1538）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
二海郡八雲町熊石関内町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

道教育委員会教育長告示

北海道教育委員会教育長告示第１号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和元年５月７日

北海道教育委員会教育長　佐　藤　嘉　大

1　随意契約に係る特定役務の名称及び数量
北海道公立学校校務支援システム運用業務　一式
2　随意契約の相手方を決定した日
平成31年３月29日
3　随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏　名　　株式会社ＨＡＲＰ
(2) 住　所　　札幌市中央区北１条西６丁目１－２
4　随意契約に係る契約金額
76,790,680円
5　契約の相手方を決定した手続
随意契約
6　随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第11条第１項第１号の規定による。
7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名　称　　北海道教育庁学校教育局教育環境支援課
(2) 所在地　　札幌市中央区北３条西７丁目

道教育庁教育局告示

北海道教育庁胆振教育局告示第１号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年５月７日

北海道教育庁胆振教育局長　佐　野　秀　樹

1　落札に係る特定役務の名称（スクールバス賃貸借１日当たりの単価）及び予定数量
(1) 北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借（室蘭コースＡ）１日２運行　96日
(2) 北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借（室蘭コースＢ）１日３運行　107日
(3) 北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借（登別コースＡ）１日２運行　96日
(4) 北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借（登別コースＢ）１日３運行　107日
(5) 北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借（伊達コースＡ）１日２運行　96日
(6) 北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借（伊達コースＢ）１日３運行　107日

2　落札を決定した日
　平成31年３月19日
3　落札者の氏名及び住所
(1)　氏　名　　道南バス株式会社
(2)　住　所　　室蘭市東町３丁目25番３号
4　落札金額
(1)　43,900円
(2)　52,400円
(3)　45,200円
(4)　58,300円
(5)　62,800円
(6)　78,500円
5　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
6　一般競争入札の公告
　平成31年２月22日付け北海道教育庁胆振教育局告示第７号
7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1)　名　称　　北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
(2)　所在地　　室蘭市海岸町１丁目４番１号

北海道教育庁渡島教育局告示第１号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
　令和元年５月７日
北海道教育庁渡島教育局長　五十嵐　　晋
1　落札に係る物品等の名称（１月当たりの単価及び１枚当たりの単価）及び予定数量
　複写機及びその付属品　　22台及び１月当たり　7,800枚
2　落札を決定した日
　平成31年３月14日
3　落札者の氏名及び住所
(1)　氏　名　　株式会社近藤商会
(2)　住　所　　函館市西桔梗町589番地
4　落札金額
(1)　基本料金月額　　１台当たり　　０円
(2)　複写料金　　１枚当たり　1.37円
5　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
6　一般競争入札の公告
　平成31年２月１日付け北海道教育庁渡島教育局告示第９号
7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1)　名　称　　北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
(2)　所在地　　函館市美原４丁目６番16号

北海道教育庁十勝教育局告示第１号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
　令和元年５月７日
北海道教育庁十勝教育局長　大　橋　則　之
1　落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
　十勝管内道立学校で使用する電力
(1)　基本料金（契約電力１kW当たりの単価）　　21校22か所　合計　1,677kW
(2)　電力量料金（使用電力量１kWh当たりの単価）　　21校22か所　合計　3,936.676kWh
2　落札を決定した日
　平成31年４月18日
3　落札者の氏名及び住所
(1)　氏　名　　北海道電力株式会社
(2)　住　所　　札幌市中央区大通東１丁目２番地
4　落札金額
(1)　基本料金　　618.89円
(2)　電力量料金　　18.12円
5　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
6　一般競争入札の公告
　平成31年３月５日付け北海道教育庁十勝教育局告示第16号
7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1)　名　称　　北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
(2)　所在地　　帯広市東３条南３丁目